

分類	項番	質問趣旨	回答
01 交付対象者	1	岸和田市内でお店を営業している個人事業主ですが、住んでいるのは岸和田市外です。補助金を申請できますか。	個人事業主の住所(居住地)が岸和田市外であっても、岸和田市内に営業所、事業所、工場等を有しており、岸和田市内にある営業所、事業所、工場等の販路拡大を推進する事業であれば、補助金を申請できます。
	2	岸和田市内でお店を営業している法人ですが、本店所在地は岸和田市外です。補助金を申請できますか。	法人の本店所在地が岸和田市外であっても、岸和田市内に営業所、事業所、工場等を有しており、岸和田市内にある営業所、事業所、工場等の販路拡大を推進する事業であれば、補助金を申請できます。
	3	岸和田市内に無人の倉庫を保有しており、倉庫の商品の販路拡大を行いたいが、補助金を申請できますか。	事業所、営業所とは、物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して継続的に行われているものをさすため、無人の倉庫は事業所・営業所と判断せず、対象外となります。
	4	今年度の4月1日に岸和田市内に事業所を移転しましたが、補助金を申請できますか。	申請日時点で岸和田市内に営業所、事業所、工場等を有していれば対象となります。
	5	1人で2つの会社を経営しています。2社分の補助金を申請できますか。	それぞれの会社として補助金の交付対象者としての要件を満たす場合は、2事業者として申請できます。ただし、個人事業主や同一法人で複数の店舗を経営されている方は、1事業者分となります。
02 交付額及び補助率	1	交付申請額10万円で補助金を申請した後に、追加で事業を実施することになりました。予算上限額に達していない場合には、追加で補助金の申請はできますか。	上限の20万円に達していなければ、追加で補助金を申請することは可能で、質問の場合は交付申請額上限10万円となります。ただし、予算上限額を超える場合には申請できません。
	2	同じ事業で他の補助金を交付申請中でも本補助金を申請できますか。	他の補助金で交付申請中の補助対象経費について、同時に満額を本補助金の補助対象経費として計上することはできません。そのため、他の補助金の内容について、事業経費内訳書の「3 補助事業にかかる経費の資金調達方法」内、「負担者」に補助金名を、「負担額」に交付予定額を、「負担方法」に補助金と記入してください。併せて、他の補助金の申請内容及び金額が分かる書類を交付申請時に提出してください。なお、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書(様式第3号)提出時又は「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書(様式第5号)提出時に、他の補助金における交付決定通知書の提出が必要となります。

分類	項番	質問趣旨	回答
03 補助対象経費	1	岸和田市内に本社がありますが、本補助金で展示会等を行う事業所は他市にあります。補助金を申請できますか。	本補助金は、市内中小企業者等の経営を支援し、市内の産業の振興を目的としているため、他市で運営する事業所の販路拡大については対象外となります。
04 申請受付期間	1	岸和田市への書類の到着が申請受付期間の最終日の翌日以降となった場合はどのような取扱いになりますか。	受付期間を超えた場合はいかなる場合も受付できないため、到着した申請書類一式をそのまま返送いたします。
	2	見積書等必要な書類が申請受付期間の最終日までに準備できなかった場合は、どのような取扱いになりますか。	申請受付の終了日までにはすべての必要書類を提出する必要があります。よって、本市で保有する当該申請にかかる資料をそのまま返送します。
05 申請時の提出書類	1	申請書はどこにありますか。	申請受付の開始日から申請受付の終了日まで、申請書は市ホームページからダウンロードできます。 産業政策課の窓口でも配布しています。
	2	書類に記入ミスをしてしまいました。最初から書き直す必要がありますか。	ボールペンを使用し、二重線で訂正の上、申請書に押印したものと同じ印を訂正印として押印してください。
	3	岸和田市内でお店を営業している個人事業主ですが、住んでいるのは貝塚市です。貝塚市の完納証明書が必要ですか。	原則として、1月1日現在、岸和田市に事務所、事業所又は家屋敷をもっているが岸和田市内に住所をもたない人についても、岸和田市で市民税（均等割）が課税されると想定されます。（岸和田市HP： https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/15/kojinjuminzei.html の納税義務者の項参照） お住まいの貝塚市で市民税が課税されている場合は、岸和田市においても事業所分として市民税が課税されると思われるので、岸和田市の完納証明書が必要です。 一方、貝塚市で市民税が非課税の場合は、岸和田市においても事業所分の市民税が非課税と想定されます。この場合、岸和田市では非課税証明書が発行できませんので、貝塚市の非課税証明書または非課税であることがわかる証明書が必要です。 なお、いずれの場合も、課税対象となるか否かは岸和田市役所市民税課へお問合せください。
	4	現在、市税について納税猶予を受けており、納税猶予を受けている税目以外は滞納市税がありません。備考欄に何も記載されていない完納証明書が発行されませんが、どうすればよいですか。	「市税を滞納していないこと。」が補助対象者の要件であるため、完納後に補助対象者となります。
	5	開業6ヶ月の法人です。岸和田市の事業所で事業を営んでいますが、岸和田市からは法人市民税などの市税が課税されていないため、完納証明書が提出できません。どうしたらよいですか。	開業後初めての事業年度の終了日が到来していないことが理由で、岸和田市から一切の税が課税されていない法人の場合は、事業年度（会計期間）が記載された定款の全てのページの写しを提出していただくことで、完納証明書に代えることができます。

分類	項番	質問趣旨	回答
05 申請時の提出書類	6	今年度の4月1日に事業所を岸和田市内に移転しましたが、市民税課で完納証明書の発行ができないと言われました。どうすればよいですか。	個人事業者等の場合は、税務署に提出した今年度の4月1日に岸和田市内へ事業所を移転したことが分かる個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写しを提出してください。法人の場合は、岸和田市役所に提出した今年度の4月1日に岸和田市内へ事業所を移転したことが分かる法人等の設立・開設・異動届出書の控え及び事業年度(会計期間)が記載された定款等の全てのページの写しを提出してください。これにより、完納証明書の提出に代えることができます。
	7	岸和田市に今年度の4月1日に本店及び事業所を移転した法人ですが、昨年度の3月1日に取得した履歴事項全部証明書の提出のみで問題ないですか。	岸和田市に移転後に取得した、岸和田市に本店及び事業所があることがわかる履歴事項全部証明書又は岸和田市役所に提出した今年度の4月1日に岸和田市内へ事業所を移転したことが分かる法人等の設立・開設・異動届出書の控えの写しを提出してください。
	8	完納証明書や履歴事項全部証明書は昨年度の4月1日に取得したものを使用してもよいですか。	完納証明書は補助金の交付申請日時点で市税の滞納がないことを、履歴事項全部証明書は補助金の交付申請日時点で事業を行っていることを確認するために提出いただいております。よって、完納証明書・履歴事項全部証明書共に、直近3ヵ月以内程度のものを出してください。
	9	今年度の4月1日に事業所を岸和田市内に移転した個人事業主ですが、確定申告書に岸和田市の住所が記載されていません。どうすればよいですか。	税務署に提出した今年度の4月1日に岸和田市内へ事業所を移転したことが分かる個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写しなど、岸和田市で事業を行っていることが分かる書類を確定申告書等とあわせてご提出ください。
	10	個人事業主です。確定申告をe-taxで行ったため、確定申告書の第1表に税務署の受理印が付されていません。どうすればよいですか。	e-taxの受付システムから、受信通知など「送信されたデータを税務署が受け付けた」旨がわかる書面(一般的には「メール詳細」と題されたものを想定しています。)を印刷し、確定申告書第1表に添付して提出してください。

分類	項番	質問趣旨	回答
06 事業内容の変更	1	<p>交付申請時には導入を予定していなかった展示会出展時の展示ブース装飾品など(補助対象と判断できるもの)を追加購入しようと思っています。</p> <p>購入すると、補助対象経費が20万円から40万円となります。岸和田市へ提出する書類はありますか。</p>	<p>補助対象経費が20万円から40万円に変更となった場合は、交付申請額が10万円から20万円へ変更となると思われるため、1月末日又は展示会等実施前に「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更申請書(様式3号)一式を提出し、計画の変更承認を受けていただく必要があります。</p> <p>但し、申請のあった事業に必要な補助対象経費と認められないものについては追加で計上できません。</p> <p>なお、交付申請額に変更がない場合も、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書(様式3号)一式を提出いただく必要がある可能性があるため、事前にご相談ください。</p>
	2	<p>交付申請時に補助対象経費として承認された展示会出展時の展示ブース装飾品等を一部取りやめようと思っています。</p> <p>取りやめた場合、補助対象経費が40万円から20万円となります。岸和田市へ提出する書類はありますか。</p>	<p>補助対象経費が40万円から20万円に変更となった場合は、交付申請額が20万円から10万円へ変更となると思われるため、展示会出展前に「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更申請書(様式3号)一式を提出し、計画の変更承認を受けていただく必要があります。</p> <p>なお、交付申請額に変更がない場合も、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書(様式3号)一式を提出いただく必要がある可能性があるため、事前にご相談ください。</p>
07 事業の中止	1	<p>他の補助金を申請中だが、他の補助金が不交付の決定となった場合は、事業を取りやめようと思っていますが、どうすればよいですか。</p>	<p>交付申請を行った事業を中止した場合は、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書(様式第3号)の提出が必要となります。</p>
08 実績の報告	1	<p>岸和田市への書類の到着が実績報告期限最終日の翌日以降となった場合はどのような取扱いになりますか。</p>	<p>実績報告期限を超えた場合はいかなる場合も受付できないため、到着した実績報告書類一式をそのまま返送いたします。</p> <p>併せて、当該事業の補助金交付決定について取消しとなる場合があります。</p>
	2	<p>領収書等必要な書類が実績報告期限最終日までに準備できなかった場合は、どのような取扱いになりますか。</p>	<p>実績報告期限最終日までにすべての必要書類を提出する必要があります。</p> <p>そのため、当該事業の補助金交付決定について取消しとなる場合があります。</p>
09 請求時の提出書類	1	<p>支援金の振込先をゆうちょ銀行にする場合、申請書にはどう記入したらいいですか。</p>	<p>通帳下面の【店名】【預金種目】【口座番号】【おなまえ】を申請書に記載してください。</p>
10 補助金交付までの流れ	1	<p>補助金の交付申請を行ってから、補助金が入金されるまでのスケジュールを教えてください。</p>	<p>「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書一式に問題がない場合、1カ月以内に「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付決定通知書というタイトルの書類が交付されます。</p> <p>交付後、事業を行っていただき、事業終了後「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書一式を提出していただきます。</p> <p>「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書一式に問題がない場合、1カ月以内に「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付確定通知書というタイトルの書類が交付されます。</p> <p>交付後、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書をご提出いただき、請求書に問題がない場合、提出から1カ月程度で補助金が入金されます。</p>